

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年6月10日
【会社名】	株式会社ジェイエスエス
【英訳名】	J S S C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤木 孝夫
【本店の所在の場所】	大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
【電話番号】	06 - 6449 - 6121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 田原 富夫
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
【電話番号】	06 - 6449 - 6121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 田原 富夫
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 216,750,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 180,000,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 67,500,000円 （注）募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年5月24日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集300,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成25年6月7日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し275,000株（引受人の買取引受による売出し200,000株・オーバーアロットメントによる売出し75,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、及び「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、また、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」及び「第三部 特別情報 第1 提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
募集又は売出しに関する特別記載事項
 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
 3. ロックアップについて
 4. 親引け先への販売について

第二部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 6 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (1) コーポレート・ガバナンスの状況

第三部 特別情報

第1 提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表

- 重要な会計方針
- 注記事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	300,000（注）3 .	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。

（注）1 . 平成25年5月24日開催の取締役会決議によっております。

- 2 . 当社は、平成25年5月24日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 . 発行数は、平成25年5月24日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数55,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数245,000株の合計であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成25年6月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 . 本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 5 . 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 . 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、5,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
- 7 . 上記とは別に、平成25年5月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
 なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	300,000(注)3.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 平成25年5月24日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、平成25年5月24日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 発行数は、平成25年5月24日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数55,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数245,000株の合計であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

4. 本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

6. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数のうち、5,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

7. 上記とは別に、平成25年5月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

（訂正前）

平成25年6月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成25年6月7日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の2に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分		発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集		-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集		-	-	-
ブックビルディング方式	新株式発行	55,000	46,750,000	25,300,000
	自己株式の処分	245,000	208,250,000	-
計（総発行株式）		300,000	255,000,000	25,300,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

- 2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年5月24日開催の取締役会決議に基づき、平成25年6月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は300,000,000円となります。

（訂正後）

平成25年6月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成25年6月7日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（722.5円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の2に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分		発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集		-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集		-	-	-
ブックビルディング方式	新株式発行	55,000	<u>39,737,500</u>	<u>22,770,000</u>
	自己株式の処分	245,000	<u>177,012,500</u>	-
計（総発行株式）		300,000	<u>216,750,000</u>	<u>22,770,000</u>

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

- 2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年5月24日開催の取締役会決議に基づき、平成25年6月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5．仮条件（850円～950円）の平均価格（900円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は270,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自平成25年6月20日(木) 至平成25年6月25日(火)	未定 (注)4.	平成25年6月26日(水)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成25年6月7日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年6月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年6月7日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年6月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成25年5月24日開催の取締役会において、平成25年6月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成25年6月27日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成25年6月11日から平成25年6月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	722.5	未定 (注) 3 .	100	自 平成25年 6 月20日(木) 至 平成25年 6 月25日(火)	未定 (注) 4 .	平成25年 6 月26日(水)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、850円以上950円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年 6 月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

- 2 . 「 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(722.5円)及び平成25年 6 月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成25年 5 月24日開催の取締役会において、平成25年 6 月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。
- 4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、平成25年 6 月27日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 . 申込み在先立ち、平成25年 6 月11日から平成25年 6 月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 . 引受価額が会社法上の払込金額(722.5円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年6月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
SMBCフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
計	-	300,000	-

- (注) 1. 平成25年6月7日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年6月18日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	225,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年6月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	50,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	5,000	
SMBCフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	5,000	
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号	5,000	
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号	5,000	
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	5,000	
計	-	300,000	-

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年6月18日)に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
276,000,000	10,000,000	266,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,000円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
248,400,000	10,000,000	238,400,000

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(850円～950円)の平均価格(900円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額266,000千円については、平成26年3月期にJSSスイミングスクール守口の新規事業所開設資金(平成25年11月開設予定)として150,000千円、新規会員獲得のための広告宣伝費に70,000千円、直営事業所にかかる修繕維持費に46,000千円充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

- (注) 1. 「1 新規発行株式」の(注)7.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限69,000千円については、運転資金に充当する予定であります。
2. 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額238,400千円については、平成26年3月期にJSSスイミングスクール守口の新規事業所開設資金(平成25年11月開設予定)として150,000千円、新規会員獲得のための広告宣伝費に42,400千円、直営事業所にかかる修繕維持費に46,000千円充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

- (注) 1. 「1 新規発行株式」の(注)7.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限62,100千円については、運転資金に充当する予定であります。
2. 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

平成25年6月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	200,000	<u>200,000,000</u>	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 659番地 烏丸中央ビル F V C グロース投資事業有限責任組合 182,900株 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 659番地 烏丸中央ビル F V C リテール投資事業有限責任組合 17,100株
計(総売出株式)	-	200,000	<u>200,000,000</u>	-

- （注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
- 2．「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,000円）で算出した見込額であります。
- 4．売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2．に記載した振替機関と同一であります。
- 6．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成25年6月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	200,000	<u>180,000,000</u>	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 659番地 烏丸中央ビル F V C グロース投資事業有限責任組合 182,900株 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 659番地 烏丸中央ビル F V C リテール投資事業有限責任組合 17,100株
計(総売出株式)	-	200,000	<u>180,000,000</u>	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件（850円～950円）の平均価格（900円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	75,000	<u>75,000,000</u>	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 75,000株
計(総売出株式)	-	75,000	<u>75,000,000</u>	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成25年5月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,000円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	75,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 75,000株
計(総売出株式)	-	75,000	67,500,000

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成25年5月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件（850円～950円）の平均価格（900円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である奥村征照（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年5月24日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 75,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成25年8月1日（木）
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社関西アーバン銀行 本店営業部

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成25年7月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（訂正後）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である奥村征照（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年5月24日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 75,000株
募集株式の払込金額	1株につき722.5円
割当価格	未定（「第1募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成25年8月1日（木）
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社関西アーバン銀行 本店営業部

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成25年7月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

（訂正前）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるFVCグロース投資事業有限責任組合及びFVCリテール投資事業有限責任組合、貸株人である奥村征照、並びに当社株主である江崎グリコ株式会社、三井住友海上C2005V投資事業有限責任組合、藤木孝夫、MSIVC2008V投資事業有限責任組合、奥村基司、ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合、田原富夫、古谷政徳、浅野省三、稲田勝、山口稔、久山志朗は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成25年12月23日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、大阪証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う大阪証券取引所取引における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、三井住友海上C2005V投資事業有限責任組合の所有する株式については10,000株、MSIVC2008V投資事業有限責任組合の所有する株式については10,000株、ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合の所有する株式については9,000株がロックアップ対象であります。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年5月24日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるFVCグロース投資事業有限責任組合及びFVCリテール投資事業有限責任組合、貸株人である奥村征照、並びに当社株主である江崎グリコ株式会社、三井住友海上C2005V投資事業有限責任組合、藤木孝夫、MSIVC2008V投資事業有限責任組合、奥村基司、ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合、田原富夫、古谷政徳、浅野省三、稲田勝、山口稔、久山志朗は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成25年12月23日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、大阪証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う大阪証券取引所取引における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、三井住友海上C2005V投資事業有限責任組合の所有する株式については10,000株、MSIVC2008V投資事業有限責任組合の所有する株式については10,000株、ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合の所有する株式については9,000株がロックアップ対象であります。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年5月24日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成25年12月23日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

(訂正前)
記載なし

(訂正後)

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	J S S従業員持株会（理事長 木谷 文紀） 大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「募集要項」における募集株式のうち5,000株を上限として、平成25年6月18日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。

(2) 持株等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（平成25年6月18日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

— 現在の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
F V C グロース投資事業有限責任組合	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗 水町659番地 烏丸中央ビル	640,000	31.68
株式会社ジェイエスエス	大阪市西区土佐堀一丁目4番11号	245,000	12.13
江崎グリコ株式会社	大阪市西淀川区歌島4-6-5	185,528	9.18
奥村 征照	大阪府寝屋川市	141,700 (1,200)	7.02 (0.06)
三井住友海上C2005V投資事業有 限責任組合	東京都中央区八重洲2丁目2-10 八 重洲名古屋ビル3F	100,000	4.95
F V C リテール投資事業有限責任組合	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗 水町659番地 烏丸中央ビル	60,000	2.97
ニッセイ・キャピタル3号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区永田町2丁目4番8 号 ニッセイ永田町ビル	50,000	2.48
藤木 孝夫	兵庫県西宮市	48,200 (1,200)	2.39 (0.06)
J S S 従業員持株会	大阪市西区土佐堀一丁目4番11号	47,000	2.33
関西サービス株式会社	広島県福山市霞町1丁目8-18	40,000	1.98
計	二	1,557,428 (2,400)	77.10 (0.12)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年5月24日現在のものです。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. ()内は、新株予約権による潜在株式及びその割合であり、内数であります。

公募による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し及び親引け実施後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する 所有株式数の割合 （％）
F V C グロース投資事業有限責任組合	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗 水町659番地 烏丸中央ビル	457,100	22.03
江崎グリコ株式会社	大阪市西淀川区歌島4-6-5	185,528	8.94
奥村 征照	大阪府寝屋川市	141,700 (1,200)	6.83 (0.06)
三井住友海上C 2 0 0 5 V 投資事業有 限責任組合	東京都中央区八重洲2丁目2-10 八 重洲名古屋ビル3 F	100,000	4.82
J S S 従業員持株会	大阪市西区土佐堀一丁目4番11号	52,000	2.51
ニッセイ・キャピタル3号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区永田町2丁目4番8 号 ニッセイ永田町ビル	50,000	2.41
藤木 孝夫	兵庫県西宮市	48,200 (1,200)	2.32 (0.06)
F V C リテール投資事業有限責任組合	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗 水町659番地 烏丸中央ビル	42,900	2.07
関西サービス株式会社	広島県福山市霞町1丁目8-18	40,000	1.93
M S I V C 2 0 0 8 V 投資事業有限責 任組合	東京都中央区八重洲2丁目2-10 八 重洲名古屋ビル3 F	30,000	1.45
計	二	1,147,428 (2,400)	55.30 (0.12)

(注) 1. 親引け株数を5,000株として算出しております。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. () 内は、新株予約権による潜在株式及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(省略)

役員の報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(訂正前)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	44,300	44,300	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	8,450	8,450	-	-	-	1
社外役員	2,850	2,850	-	-	-	2

(訂正後)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	44,300	44,300	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	8,450	8,450	-	-	-	1
社外役員	2,850	2,850	-	-	-	3

第三部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

【重要な会計方針】

(訂正前)

項目	第33期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第34期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第35期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	移動平均法による原価法	商品 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号(平成18年7月5日公表分))を適用しております。これによる損益への影響はありません。	商品 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～35年 構築物 10～30年 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法施行例の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」)に伴い、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これに伴う影響は軽微であります。 (以下省略)	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～34年 構築物 10～30年 工具、器具及び備品 3～12年 (以下省略)	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (以下省略)

(訂正後)

項目	第33期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第34期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第35期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
2. たな卸資産の評価 基準及び評価方法	<p>商品 移動平均法による原価法</p>	<p>商品 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の 低下に基づく簿価切下げの方 法により算定)を採用してお ります。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「棚卸資 産の評価に関する会計基 準」(企業会計基準第9号 (平成18年7月5日公表分) を適用しております。これに よる損益への影響はありま せん。</p>	<p>商品 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の 低下に基づく簿価切下げの方 法により算定)を採用してお ります。</p>
3. 固定資産の減価償 却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は 以下のとおりでありま す。 建物 15～35年 構築物 10～30年 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税 法の改正(「所得税法等の 一部を改正する法律 平成 19年3月30日 法律第6号」 及び「法人税法施行令の一 部を改正する政令 平成19 年3月30日 政令第83 号」)に伴い、平成19年4 月1日以降に取得したもの については、改正後の法人 税法に基づく方法に変更し ております。 これに伴う影響は軽微で あります。 (以下省略)</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース 資産を除く) 定額法 なお、主な耐用年数は 以下のとおりでありま す。 建物 15～34年 構築物 10～30年 工具、器具及び備品 3～12年 (以下省略)</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース 資産を除く) 同左 (以下省略)</p>

【注記事項】

(有価証券関係)

1. その他有価証券

(訂正前)

	種類	第33期 (平成20年3月31日)			第34期 (平成21年3月31日)			第35期 (平成22年3月31日)		
		取得原価 (千円)	貸借対 照表計 上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対 照表計 上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対 照表計 上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-	440	510	70
	小計	-	-	-	-	-	-	440	510	70
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	8,300	3,940	4,360	440	440	-	-	-	-
	小計	8,300	3,940	4,360	440	440	-	-	-	-
合計		8,300	3,940	4,360	440	440	-	440	510	70

(注) 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価格であります。なお、第34期において減損処理を行い、投資有価証券評価損 3,500千円を計上しております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(訂正後)

	種類	第33期 (平成20年3月31日)			第34期 (平成21年3月31日)			第35期 (平成22年3月31日)		
		取得原価 (千円)	貸借対 照表計 上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対 照表計 上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対 照表計 上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-	440	510	70
	小計	-	-	-	-	-	-	440	510	70
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	3,940	3,940	-	440	440	-	-	-	-
	小計	3,940	3,940	-	440	440	-	-	-	-
合計		3,940	3,940	-	440	440	-	440	510	70

(注) 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価格であります。第33期及び第34期において減損処理を行い、投資有価証券評価損 4,360千円及び3,500千円をそれぞれ計上しております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。